

高福第 3082 号
令和 6 年 8 月 27 日

各 高齢者施設・住まい及び介護保険事業所 管理者 殿
(政令市・中核市に所在する施設等を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部高齢福祉課長

令和 7 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における所要額調査について
(照会)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

令和 7 年度の予算編成の参考とするため、次のとおり所要額調査を行います。防災・減災対策推進
に向け、積極的に活用を検討くださるようお願いいたします。

なお、政令市・中核市に所在する施設等及び定員 29 人以下の小規模施設等については、施設等所在
市町村が実施主体となりますので御注意ください。

1 補助対象事業

- ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
 - ② 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業
 - ③ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
 - ④ 高齢者施設等の給水設備整備事業
 - ⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業（ブロック塀等改修）
 - ⑥ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業
- ※ 6. 掲載場所にある「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」により各事業
の補助対象施設及び留意事項を必ず御確認ください。

2 提出資料（活用希望がない場合は提出不要です。）

- ・ 見積書
- ・ メール件名を「【〇〇事業】地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金所要額調査」としてくだ
さい。（例：【非常用自家発電設備整備事業】地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金所要額調
査）
- ・ 本文には、法人名、事業所名、ご連絡先を記載してください。

3 提出方法・提出先

次の施設等の種別に応じて、所管グループ宛に電子メールによりご提出ください。

- (1) 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設又は定員 30 人以上の単
独型の事業所）、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

→高齢福祉課 福祉施設グループ

fshisetsu.508@pref.kanagawa.lg.jp

(2) 介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム

→高齢福祉課 保健・居住施設グループ

hoken-kyojyu.tt77@pref.kanagawa.lg.jp

(3) 通所介護事業所（定員 19 人以上）

→高齢福祉課 在宅サービスグループ

kaigoshidou@pref.kanagawa.lg.jp

※ 政令市・中核市に所在する施設等及び定員 29 人以下の小規模施設等については、県は事業実施主体ではありませんので本調査の対象外です。

4 提出期限

令和 6 年 9 月 18 日（水）

5 留意事項

- ・ 県からの交付決定後（11～12 月前後）に事業着手（入札公告等）し、令和 7 年度中に完了する事業（令和 8 年 3 月 31 日までに完成検査が行われるもの）が対象となります。繰越（事業が令和 8 年度に繰り延べとなること）は原則として認められません。
- ・ 1 の補助対象事業については 7 年度の国協議により実施事業が判明するため、現時点で実施を確約するものではありません。
- ・ 今後の国及び県の予算や内示等の状況により、補助できない場合（不採択）や減額交付となる場合があります。
- ・ 6「補助金活用にあたっての一般的な留意点について」「留意事項及びよくある質問」を御確認ください。
- ・ 令和 6 年 4 月 1 日から義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外です。
- ・ 本交付金を活用して高齢者施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備については、特に地震による停電時等に有効に機能する必要があります。そのため、当該設備について、施工上、耐震性を確保すること、また、その状況が分かる資料を保管する必要があります。
- ・ 令和 5 年度二次協議から、「社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業」が新設されていますが、対象は令和 4 年 4 月から施行された社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は同月以降に法人間合併を行った法人内の施設等に限ります。その他、各事業の留意事項については「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」の留意事項欄を必ず御確認ください。

6 掲載場所

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 5. 国・県の通知

→ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

(<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?id=967&topid=6>)

【問合せ先】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	(045)210-1111	
福祉施設グループ	福岡・吉田	内線 4852、4854
保健・居住施設グループ	南・鎌田	内線 4856
在宅サービスグループ	荏原	内線 4842